

遺伝学的検査受託業務契約書

件名 トランスサイレチン遺伝子変異解析検査受託業務 一式
受託単価 1件当たり 42,680円（うち消費税及び地方消費税額 3,880円）

上記消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規程に基づき、受託単価に110分の10を乗じて得た額である。

受託者 国立大学法人熊本大学 契約責任者 病院長 馬場 秀夫（以下「甲」という。）と 委託者
（以下「乙」という。）との間において、上記受託業務
（以下「受託業務」について、次の条項により、受託業務契約を締結する。

（受託業務の内容等）

第1条 甲は、乙からの委託により、別に定める業務手順に基づきこれを実施するものとする。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、西暦 年 月 日から 年3月31日までとする。但し、期間満了の2週間前までに甲乙いずれからも書面による解約の意思表示がなされないときは、本契約は1年間延長され、その後も同様とする。

（受託費）

第3条 甲は、乙からの委託により受託業務検査結果報告を行った件数を、月末で締切り、当該月の合計件数に受託単価を乗じて得た額（以下「受託費」という。）を乙に請求するものとする。

2 甲は、当該月の翌月に受託費の請求書を乙に郵送するものとする。

3 乙は、甲からの請求書の支払期限までに受託費を納入するものとする。

4 乙は、前項の支払期日までに受託費を納入しないときは、支払期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額に年3%の割合で計算した延滞金を納入しなければならない。

5 第13条に従って検査を中止した場合は、受託費の支払いは発生しない。

（免責事項）

第4条 甲及び乙は、本検査の実施において、検体の状態、又は検査の技術的限界、その他の合理的事情から、検査結果の恒久的な正確性又は客観性については何ら保証されているものではないことを確認する。将来、当該検体について別の検査方法による検査の実施等により、異なる結果が得られ、甲の実施した検査結果の「恒久的な正確性又は客観性」に疑義が生じた場合にも、甲は検査費用の返還、損害賠償請求等その名目の如何を問わず、乙に対して何らの補償をおこなわない。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は免除する。

（契約の解除）

第6条 甲は、次に掲げる場合においては、この契約を解除することができる。

（1） 乙が、この契約に違反したとき。

（2） 甲の都合によりこの契約の解除を必要とするとき。

（契約単価の改定）

第7条 この契約に定める受託単価は、甲乙間で協議が整ったときは、これを改定することができるものとする。

（秘密保持）

第8条 甲は、受託業務実施に当たり知り得た一切の情報について漏洩してはならない。また、甲は知り得た一切の情報に関する秘密について、受託業務に関わった者がその所属及び職を離れた後も含め、保持する義務を当該者に対して負わせるものとする。

（指針の遵守）

第9条 甲及び乙は、日本医学会により策定された「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」（平成23年2月）、厚生労働省により策定された「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月）及び「業務委託における検体検査の精度の確保に係る基準」（平成30年8月）を遵守する。

2 医療における遺伝子検査等ガイドラインにおける「遺伝学的検査の事前の説明と同意・了解の確認は、原則として主治医が行う」との記載に基づくインフォームド・コンセント取得の確認について、乙がその責任において、甲による遺伝学的検査の実施前に、各被検者から検査ガイドライン記載の各項目に照らしても必要かつ十分なインフォームド・コンセントが担当医師により取得されていることを確認するものとし、甲は何らの責任を負わないものとする。

(検査依頼の要領及び報告)

第10条 乙は、甲より検査受託の事前の了解を得た後、検査の依頼項目、検査材料、数量等必要事項を別に定める依頼様式に記入し、これを検体（血液、遺伝子等）に添付して甲に送付するものとする。

2 乙は遺伝カウンセリングを行った後、検体を、良好な状態で甲に送付するものとする。

3 甲は検査結果を所定の様式により乙へ報告する。

4 甲への送付先、及び乙への送付先については、以下のとおりとする。

甲への送付先：

① 依頼書・同意書（写し）・検体：熊本大学病院 脳神経内科 東病棟9階 医師室
アミロイドーシス診療センター長

② 契約書：熊本大学病院 事務部医事課 医事総務担当係長

※①・②の送付先住所 〒860-8556 熊本市中央区本荘1丁目1番1号

乙への送付先：

① 検査結果・請求書 ※送付先郵便番号・住所・氏名 〒 _____

(受託者の義務)

第11条 甲は、本検査の医療における重要性を認識し、その精度の向上に努め、誠実に検査を行い、乙に対して別に定める所定期限内に結果を報告する。

(指針の尊重)

第12条 乙は、本検査の委託に際し、被検者の自由意思による同意を文書により責任をもって得るものとする。

また乙は第9条に定める指針を尊重するものとする。

(検査の中止)

第13条 乙は、検査終了以前に、依頼した検査の一部又は全部の中止を申し出ることができる。この場合、甲は直ちに検査を中止する。

(検体の保管・処分)

第14条

(1) 甲は、乙から受けた検体を、本契約に定める検査の目的にのみ使用する。

(2) 甲は、乙から送付を受けた検体にて本検査を終えた後、別に定める期間、検体を保管する。

(3) 甲は、前項の保管期間を経過した検体を、慎重かつ適正に処分する。但し、保管期間を経過した検体の一部は、個人情報特定されない状態にした後、検査の精度の維持及び向上のための管理試料として用いることがある。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項については、甲及び乙にて協議のうえ決定するものとする。

(訴えの管轄)

第16条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、国立大学法人熊本大学所在地を管轄区域とする熊本地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲及び乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を保持するものとする。

西暦 年 月 日

甲 熊本県熊本市中央区本荘1丁目1番1号

国立大学法人熊本大学

契約責任者 病院長 馬場 秀夫

乙